

災害復旧・復興事業に係る事故繰越手続きの簡素化の推進について

(簡素化の内容)

- 繰越理由書は、簡易な様式を定め、1枚で完結
- 事業概要、図面、工程表等の参考資料の提出を廃止
- 財務局における事業概要、繰越理由等のヒアリングを廃止

※ 明許繰越については、平成22年1月以降、全面的に簡素化を実施済。

- 現状、被災自治体における行政機能の低下状況等を踏まえ、個別の災害に限定して事故繰越にかかる手続きの簡素化措置を適用。
 - ・ 東日本大震災にかかる復旧・復興事業(復興特会事業):平成24年度～
 - ・ 熊本地震(28.4)に伴う工事遅延等(熊本、大分を対象):平成28年度～
- 豪雨災害等の激甚な災害が相次ぐ状況にあって、全国的なバランスや繰越制度の適切な運用を確保しつつ、被災自治体等の事務負担軽減を推進する必要。

◎ 簡素化措置の対象(見直し後)

災害復旧・復興事業(経費)の事故繰越手続きについては、全て簡素化措置の対象とする。

※ 被災地域において実施する再度災害防止対策事業、災害公営住宅整備事業、災害廃棄物等処理事業費、具体の災害(被災)からの復興事業等も簡素化の対象とする(一般事業を除く)。

⇒ 災害復旧・復興事業については、事業の資質上、事故繰越の要件である「避け難い事故」が比較的生じやすく、繰越理由の定型化等が可能であり、効率的。

★ 事後検証作業を実施し、適正な運用を確保。